

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05-制度-00030 沿革 (略) <u>平成22年9月27日 一部改正</u></p> <p>第1条 ～ 第13条 (略)</p> <p>(保険金の支払の請求)</p> <p><b>第14条</b> 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第21条の規定に基づき別紙様式第11による中小企業輸出代金保険保険金請求書に、<u>別表1</u>に定める書類を本店に提出するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">中小企業輸出代金保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成17年4月1日 05-制度-00030 沿革 (略)</p> <p>第1条 ～ 第13条 (略)</p> <p>(保険金の支払の請求)</p> <p><b>第14条</b> 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第21条の規定に基づき別紙様式第11による中小企業輸出代金保険保険金請求書 (<u>以下「保険金請求書」という。</u>) に<u>次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。</u><u>ただし、請求する保険金の額が300万円以下の場合にあつては、第三号、第四号、第五号、第七号②、第八号、第十一号及び第十三号の書類の提出を要しない。</u></p> <p>一 <u>保険金請求経緯書</u></p> <p>① <u>請求する保険金の額が300万円以下の場合にあつては、別紙様式第12による保険金請求経緯書</u></p> <p>② <u>請求する保険金の額が300万円超の場合にあつては、次の事項の内容を記載した書類であつて様式任意</u></p> <p>(イ) <u>保険金請求に至る経緯</u></p> <p>(ロ) <u>支払人との取引の状況(保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約以外の取引の状況及び今後の取引の見込み)</u>  <u>なお、取引の状況については、本保険金請求に係る船積日前6月間の決済日、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表(様式任意)を添付のこと。</u></p> <p>(ハ) <u>支払人、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況</u></p>	

	<p><u>(ニ) 輸出契約の履行に関し、支払人等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況</u></p> <p><u>(ホ) 今後の回収見通し</u></p> <p><u>(ハ) 延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）</u></p> <p><u>二 質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</u></p> <p><u>三 未決済額が確認できる書類</u></p> <p><u>四 一部入金がある場合は、入金を確認できる書類</u></p> <p><u>五 外貨建ての場合は、為替換算率証明書</u></p> <p><u>六 手形が発行されている場合は、その写し</u></p> <p><u>七 保険事故を証する書類</u></p> <p><u>① 非常危険の場合には、ローカル・デポジットの証明、その他外貨割当申請書等日本貿易保険が特に認める書類</u></p> <p><u>② 信用危険の場合には、相手方の現状を示す書類（破産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等）、相手方への督促状並びに今後の回収見込みを記載した書面及びそれを裏付ける書類</u></p> <p><u>八 支払保証付案件については、その保証状の写し（L/Gの場合には、その履行請求を行ったことを証する書類）</u></p> <p><u>九 他に同種の危険をてん補する保険契約がある場合は、当該保険の請求状況等を証する書類</u></p> <p><u>十 船積みを証する書類の写し</u></p> <p><u>十一 保険証券の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあつては、保険証券）</u></p> <p><u>十二 輸出契約を証する書類の写し</u></p> <p><u>十三 輸出承認・許可又は支払等許可を要する場合は、輸出承認・証可書又は支払等許可書の写し</u></p> <p><u>十四 保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類</u></p>	
--	---	--

<p>第2項 ～ 第3項 (略)</p> <p>第15条 ～ 第22条 (略)</p> <p><b><u>附 則</u></b>  <u>この改正は、平成22年10月1日から実施する。</u></p> <p><b><u>別表 1</u></b> (別紙参照)</p>	<p><b><u>十五</u></b> <u>第16条第1項に規定する権利行使等委任状又は同条第3項に規定する合理的理由認定申請書(保険金請求前に日本貿易保険に権利行使等の委任を行った場合を除く。)</u></p> <p><b><u>十六</u></b> <u>その他参考となる書類</u></p> <p>第2項 ～ 第3項 (略)</p> <p>第15条 ～ 第22条 (略)</p>	
---	---	--

別表1 (第14条第1項関係)

約款第2条のてん補危険の場合の提出書類

<u>提出書類</u>	<u>備考</u>
1. <u>保険金請求書</u>	<u>証券番号・決済期日毎に作成</u>
2. <u>保険金請求経緯書</u>	<p>(1) <u>請求する保険金の額が300万円以下の場合は別紙様式第12による保険金請求経緯書</u></p> <p>(2) <u>請求する保険金の額が300万円超の場合にあっては、次の事項の内容を記載した書類 (様式任意)</u></p> <p>① <u>保険金請求に至る経緯</u></p> <p>② <u>支払人との取引の状況 (保険金請求を行った保険契約に係る輸出契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み)</u></p> <p>③ <u>支払人、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及びその内容並びに行使の状況</u></p> <p>④ <u>輸出契約等の履行に関し、支払人等が行っているクレーム (貨物の瑕疵、契約義務不履行等) の有無及び被保険者の対応状況</u></p> <p>⑤ <u>今後の回収見込み</u></p> <p>⑥ <u>延滞利息の請求の有無 (請求していない場合はその理由を記載)</u></p>
3. <u>過去の取引状況確認書</u>	<u>当該保険金請求に係る船積日前6ヶ月間に決済日が到来した取引がある場合は、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表 (様式任意)</u>
4. <u>未決済及び当該未決済額を確認できる書類</u>	<p>(1) <u>手形及びI L C決済等の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等 (銀行間のSWIFT電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類)</u></p> <p>(2) <u>支払人からの債務確認書 (可能な限り取得のこと。)</u></p>
5. <u>保険事故を確認できる書類</u>	<p>(1) <u>非常危険の場合</u></p> <p>① <u>ローカルデポジットの証明書の写し</u></p> <p>② <u>外貨割当申請書の写し</u></p> <p>③ <u>規制及び措置に関する法令等</u></p> <p>④ <u>その他日本貿易保険が特に認める書類</u></p> <p>(2) <u>信用危険の場合</u></p> <p>① <u>破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類</u></p> <p>② <u>3ヶ月以上の債務の履行遅滞については、保険事故に係わる事実関係 (不払いの理由、支払人等の現状)、支払人への督促状況を確認できる書類 (支払人の財務状況の確認資料として、直近のアニユアルレポート、信用調査機関の報告書等を可能な限り入手・提出のこと。)</u></p>
6. <u>輸出契約書等の写し</u>	<p>(1) <u>SALES CONTRACT、SALES NOTE、ACCEPTANCE ORDER、PURCHASE ORDER、PROFORMA INVOICE等の輸出契約等の承諾・成立を確認できる書類の写し (契約当事者双方のサインを確認できるもの)</u></p> <p>(2) <u>個別契約の他に別途基本契約等がある場合には、当該契約書の写し</u></p> <p>(3) <u>保険契約締結後に輸出契約等の内容変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し</u></p>

<p><u>7. 船積の内容等を確認できる書類の写し</u></p>	<p><u>B/L、インボイス等船積書類の写し</u>  <u>(仲介貿易契約について、指図式のB/L (荷受人の表記が「To Order」のもの)を提出する場合は、B/L表面に加え、裏面の写し)</u></p>
<p><u>8. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類の写し</u></p>	<p><u>以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類の写し</u></p> <p>①<u>支払人に対する支払いの督促を確認できる書類</u></p> <p>②<u>未払債権に対する請求権を時効としない措置を取ったことを証する書類 (時効の中断を確認できる書類 (支払督促、債務確認、弁護士等からの意見書 (時効の中断を図る方策が取られたことを確認できる書類等) )</u></p> <p>③<u>保証人がいる場合には、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類</u></p> <p>④<u>担保権の設定がある場合には、担保権を行使したことを確認できる書類</u></p> <p>⑤<u>債権保全のための輸出契約等の契約上の権利を行使したことを確認できる書類</u></p> <p>⑥<u>貨物の保全が可能な場合には、貨物を保全したことを確認できる書類</u></p> <p>⑦<u>非常危険の場合には、以下の書類</u></p> <p>(イ) <u>外貨送金規制の場合には、ローカル・デポジットが保全されていることに努め、これを確認できる書類</u></p> <p>(ロ) <u>外貨割当申請が必要な場合にはこれを行ったことを確認できる書類</u></p> <p>⑧<u>信用危険の場合には、以下の書類</u></p> <p>(イ) <u>債権取立を業とする者又は弁護士等に債権の取立依頼をした場合は当該取立依頼を託する書類</u></p> <p>(ロ) <u>債権登録を行った場合 (申請中の場合を含む。) は当該登録を証する書類</u></p> <p>(ハ) <u>債権者会議等の開催があった場合は、当該会議等の進捗又は結論を説明する書類</u></p> <p>(ニ) <u>返済計画、配当の計画、整理案等がある場合は、当該計画等を証する書類及び回収の履行状況を説明する書類</u></p> <p>(ホ) <u>法的措置を講じた場合は当該措置の内容を証する書類</u></p>
<p><u>9. 保険証券、又は保険契約台帳</u></p>	<p>(1) <u>請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u></p> <p>(2) <u>請求する保険金の額が300万円超の場合にあつては、次のとおり</u></p> <p>①<u>保険金受取人が被保険者である場合には、保険証券又は保険契約台帳の写し (契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合には当該証券の写しも併せて提出のこと)</u></p> <p>②<u>質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券又は保険契約台帳の原本 (契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合には当該証券の原本も併せて提出のこと)</u></p>
<p><u>10. 一部入金がある場合の入金額を確認できる書類</u></p>	<p><u>銀行が発行する入金の確認可能な書類等</u></p> <p><u>※請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u></p>
<p><u>11. 為替換算率証明書</u></p>	<p><u>外貨建契約及び損失防止費用の算定・確認のため (一部日本貿易保険で確認できる為替換算率があるため、事前確認のこと。)</u></p> <p><u>※請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</u></p>

<p><u>12. 支払保証付き案件の場合、保証状の写し</u></p>	<p><u>I L C、L / G など支払保証付き案件についてその写し</u></p>
<p><u>13. 手形の写し</u></p>	<p><u>手形取引の場合（ユーザンス付き手形の場合は引受通知と共に提出のこと。）</u></p>
<p><u>14. 輸出承認・許可証又は支払等許可書の写し</u></p>	<p><u>政府の輸出承認・許可又は支払等許可を必要とする契約の場合、その写し</u></p>
<p><u>15. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</u></p>	<p><u>質権、又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保者以外の者が請求者である場合（様式任意）</u>  <u>（当該債権を確認するため、保険証券番号、決済日、対象金額、債務者名等の記載、及び当該質権者、又は譲渡担保権者の代表者の捺印押印が必要）</u></p>
<p><u>16. 被担保債権の内容を証する書類</u></p>	<p><u>保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合</u></p>
<p><u>17. 損失防止軽減義務の履行のために要した合理的な費用に関する確認書類</u></p>	<p><u>主な対象費用は、以下のとおり。</u>  <u>①渡航費、現地宿泊費</u>  <u>②弁護士費用、取立委任手数料</u>  <u>③貨物処分・転売費用（倉庫保管料、転売のための再加工費用（梱包・運送費・保険料等含む））</u></p>
<p><u>18. 他の保険の請求状況を確認できる書類</u></p>	<p><u>同一の輸出契約等について、日本貿易保険と別の保険契約を締結している場合、又は民間損害保険会社により貿易保険と同様な補範囲となる保険を重複して契約している場合は、その契約内容を確認出来る書類（ただし、海上保険については対象外）</u></p>
<p><u>19. その他書類</u></p>	<p><u>その他、日本貿易保険が提出を要請する必要書類</u></p>

注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。